

個人情報ファイル簿（単票）

【市民課】

個人情報ファイルの名称	戸籍届出確認台帳	
行政機関等の名称	柏原市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍届書処理事務において法令に基づき本人へ送付した通知文書の記録するため	
記録項目	1 受付日、2 届出名、3 事件本人氏名、4 本人確認方法、5 使者情報(氏名、住所、生年月日)、6 通知書類送付日、7 備考	
記録範囲	認知届、婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届の事件本人とその使者	
記録情報の収集方法	本人、届書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 柏原市市民部市民課	
	(所在地) 〒582-8555 柏原市安堂町1番55号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(非該当)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和6年5月2日

個人情報ファイル簿（単票）

【市民課】

個人情報ファイルの名称	戸籍簿	
行政機関等の名称	柏原市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課、市民部市民課国分出張所	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍事務を行うため	
記録項目	1 氏名、2 出生の年月日、3 戸籍に入った原因及び年月日 4 実父母の氏名及び実父母との続柄、5 養子であるときは、養親の氏名及び養父母との続柄、6 夫婦については、夫又は妻である旨、7 他の戸籍から入ったものについては、その戸籍の表示、8 その他法務省令で定める事項、9 本籍	
記録範囲	柏原市に本籍を有する（あるいは有していた）者及び戸籍の届出を行った者	
記録情報の収集方法	届出、報告、申請、請求、嘱託、証書もしくは航海日誌の謄本または裁判	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 柏原市市民部市民課 （所在地） 〒582－8555 柏原市安堂町 1 番 55 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	1 から 9 の各記録項目の内容について、市区町村長は戸籍法第 24 条に基づき訂正ができ、また、利害関係人は同法第 113 条、第 114 条に基づき訂正申請ができる。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（非該当）	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 5 月 2 日

個人情報ファイル簿（単票）

【市民課】

個人情報ファイルの名称	戸籍の附票	
行政機関等の名称	柏原市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課、市民部市民課国分出張所	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍事務を行うため	
記録項目	1 戸籍の表示、2 氏名、3 住所、4 住所を定めた年月日、 5 出生の年月日、6 男女の別	
記録範囲	柏原市に本籍を有する(あるいは有していた)者	
記録情報の収集方法	本人、他市区町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	地方公共団体情報システム機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 柏原市市民部市民課	
	(所在地) 〒582-8555 柏原市安堂町1番55号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	1 から 6 の各記録項目の内容については、住民基本台帳法第 18 条に基づき職権にて消除又は記載の修正を行う。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(非該当)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 5 月 2 日

個人情報ファイル簿（単票）

【市民課】

個人情報ファイルの名称	除籍簿	
行政機関等の名称	柏原市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課、市民部市民課国分出張所	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍事務を行うため	
記録項目	1 氏名、2 出生の年月日、3 戸籍に入った原因及び年月日、4 実父母の氏名及び実父母との続柄、5 養子であるときは、養親の氏名及び養父母との続柄、6 夫婦については、夫又は妻である旨、7 他の戸籍から入ったものについては、その戸籍の表示、8 その他法務省令で定める事項、9 本籍	
記録範囲	柏原市に本籍を有する(あるいは有していた)者	
記録情報の収集方法	届出、報告、申請、請求、嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 柏原市市民部市民課 (所在地) 〒582-8555 柏原市安堂町1番55号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	1 から 9 の各記録項目の内容について、市区町村長は戸籍法第 24 条に基づき訂正ができ、また、利害関係人は同法第 113 条、第 114 条に基づき訂正申請ができる。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(非該当)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 5 月 2 日

個人情報ファイル簿（単票）

【市民課】

個人情報ファイルの名称	改製原戸籍簿	
行政機関等の名称	柏原市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課、市民部市民課国分出張所	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍事務を行うため	
記録項目	1 氏名、2 出生の年月日、3 戸籍に入った原因及び年月日、4 実父母の氏名及び実父母との続柄、5 養子であるときは、養親の氏名及び養父母との続柄、6 夫婦については、夫又は妻である旨、7 他の戸籍から入ったものについては、その戸籍の表示、8 その他法務省令で定める事項、9 本籍	
記録範囲	柏原市に本籍を有する(あるいは有していた)者	
記録情報の収集方法	届出、報告、申請、請求、嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 柏原市市民部市民課 (所在地) 〒582-8555 柏原市安堂町1番55号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	1 から 9 の各記録項目の内容について、市区町村長は戸籍法第 24 条に基づき訂正ができ、また、利害関係人は同法第 113 条、第 114 条に基づき訂正申請ができる。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(非該当)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 5 月 2 日

個人情報ファイル簿（単票）

【市民課】

個人情報ファイルの名称	外国人関係届書綴	
行政機関等の名称	柏原市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍事務を行うため	
記録項目	1 届出事件、2 届出の年月日、3 届出人の出生の年月日、住所及び戸籍(国籍)の表示、4 届出人と届出事件の本人と異なるときは、届出事件の本人の氏名、出生の年月日、住所、戸籍の表示及び届出人の資格、5 届出人の署名、6 その他届出事件ごとに法令で定められた記載事項	
記録範囲	柏原市に戸籍届出(届出事件本人に日本人を含まないもの)を行った外国人	
記録情報の収集方法	届出、報告、申請、請求、嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 柏原市市民部市民課	
	(所在地) 〒582-8555 柏原市安堂町 1 番 55 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(非該当)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 5 月 2 日

個人情報ファイル簿（単票）

【市民課】

個人情報ファイルの名称	柏原市非本籍人届書綴	
行政機関等の名称	柏原市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍事務を行うため	
記録項目	1 届出事件、2 届出の年月日、3 届出人の出生の年月日、住所及び戸籍(国籍)の表示、4 届出人と届出事件の本人と異なるときは、届出事件の本人の氏名、出生の年月日、住所、戸籍の表示及び届出人の資格、5 届出人の署名、6 その他届出事件ごとに法令で定められた記載事項	
記録範囲	柏原市に戸籍届出(届出事件本人に日本人を含み、かつ届出事件の本人が柏原市に本籍を有さないもの)を行った者	
記録情報の収集方法	届出、報告、申請、請求、嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 柏原市市民部市民課 (所在地) 〒582-8555 柏原市安堂町1番55号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(非該当)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和6年5月2日

個人情報ファイル簿（単票）

【市民課】

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳	
行政機関等の名称	柏原市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課、市民部市民課国分出張所	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の管理、住民に関する事務処理の基礎とするため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 世帯主の氏名、5 世帯主との続柄、6 住民票コード、7 個人番号、8 住所、9 本籍、10 筆頭者、11 国籍・地域、12 法第30条の45に規定する区分、13 在留資格、14 在留期間等、15 在留期間の満了の日、16 在留カード等の番号等	
記録範囲	柏原市に住民登録した者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳法に基づく他市区町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	庁内他課(保険年金課、課税課等)、他市区町村等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 柏原市市民部市民課	
	(所在地) 〒582-8555 柏原市安堂町1番55号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	住民基本台帳法第14条第1項及び第2項	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(非該当)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和6年5月2日

個人情報ファイル簿（単票）

【市民課】

個人情報ファイルの名称	個人番号カード発行管理簿(申請時来庁方式)	
行政機関等の名称	柏原市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カード申請者（申請時来庁方式）の情報を管理するため	
記録項目	1 申請者氏名、2 住所、3 生年月日、4 管理番号、5 申請日、6 カード発行情報受信日、7 カード送付日、8 カード受取日、9 カード返送日、10 カード再送日、11 送付方法、12 備考、13 郵便代金	
記録範囲	申請時来庁方式にて個人番号カードを申請した者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 柏原市市民部市民課	
	(所在地) 〒582-8555 柏原市安堂町 1 番 55 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(非該当)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 5 月 2 日

個人情報ファイル簿（単票）

【市民課】

個人情報ファイルの名称	個人番号カード発行管理簿	
行政機関等の名称	柏原市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カード申請者の情報を管理するため	
記録項目	1 申請者氏名、2 住所、3 生年月日、4 管理番号、5 カード発行情報受信日、6 交付通知書発送日、7 交付通知書再送日、8 カード状況、9 交付通知書返送日、10 異動事由、11 備考	
記録範囲	個人番号カードを申請した者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 柏原市市民部市民課	
	(所在地) 〒582-8555 柏原市安堂町 1 番 55 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(非該当)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 5 月 2 日

個人情報ファイル簿（単票）

【市民課】

個人情報ファイルの名称	通知カード管理簿	
行政機関等の名称	柏原市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	通知カードの紛失、返納等の情報を管理するため	
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 住所、4 生年月日、5 性別、6 返戻情報、7 紛失情報、8 返納情報、9 送付先情報再送情報等、10 備考	
記録範囲	通知カード返戻者及び通知カード紛失・返納の申し出があった者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 柏原市市民部市民課	
	(所在地) 〒582-8555 柏原市安堂町1番55号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(非該当)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和6年5月2日

個人情報ファイル簿（単票）

【市民課】

個人情報ファイルの名称	印鑑登録台帳	
行政機関等の名称	柏原市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課、市民部市民課国分出張所	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録情報の管理をするため	
記録項目	1 印影、2 印鑑登録番号、3 印鑑管理番号、4 宛名番号、5 世帯番号、6 世帯識別、7 氏名、8 カナ氏名、9 生年月日、10 性別、11 住所、12 外国人情報（氏名、通称名、カタカナ表記）、13 旧氏、14 異動情報（届出年月日、異動事由、異動理由）、15 登録・抹消・停止情報（届出年月日、本人確認、理由、登録証回収日）、16 照会・回答情報（照会年月日、回答期限）、17 印鑑材質、18 印影の姓名、19 備考欄	
記録範囲	印鑑登録の申請をした者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 柏原市市民部市民課	
	（所在地） 〒582-8555 柏原市安堂町 1 番 55 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（非該当）	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 5 月 2 日

個人情報ファイル簿（単票）

【市民課】

個人情報ファイルの名称	旅券発給申請受付管理台帳	
行政機関等の名称	柏原市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	一般旅券の発給の申請・交付等の情報を管理するため	
記録項目	1 旅券の種別、2 受理番号、3 受理日、4 有効旅券有無、5 同一戸籍者の有無、6 摘要、7 府への発送日、8 府受入日、9 市への発送日、10 市受入日、11 交付日、12 引換書送付日、13 申請者氏名	
記録範囲	柏原市で旅券の申請をした者及びその代理人	
記録情報の収集方法	本人、代理人、大阪府	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 柏原市市民部市民課	
	(所在地) 〒582-8555 柏原市安堂町1番55号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(非該当)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和6年5月2日